平成２２年（フ）第１７１号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台３丁目７番地６
債務者　村瀬　明子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
茨城県取手市宮和田1016番地４、前住所茨城県つくばみらい市足高1294番地５
債務者　森田　克則
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目19番地　タウンヒル松葉Ｎ棟102号室
債務者　朴　　鎮成
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
茨城県取手市東６丁目９番24号
債務者　畑上　和美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番80―209号
債務者　日暮　優勝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５１号
千葉県柏市篠籠田1402番地68
債務者　逸見　定光
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７３号
千葉県松戸市小金原４丁目17番地の16ルミエール小金原101号
債務者　衣笠　達美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目１番25号　サンハイツ103
債務者　菊村　元孝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６３２号
千葉県松戸市松戸新田430番地の16並木ハイツ202号
債務者　向井ヨネ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５２号
千葉県柏市つくしが丘２丁目２番18号
債務者　清水　千春
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５６号
愛知県岩倉市下本町天神塚38番地１　野村ステイツ岩倉五条川410号
債務者　池田　裕紀
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７９３号
北九州市小倉南区大字志井1376番地１
債務者　樫山　真一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２２号
北九州市小倉南区星和台１丁目２番34―1101号
債務者　河島　順子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７３号
北九州市八幡西区池田３丁目６番１号
債務者　濱田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１０号
沖縄県浦添市内間３丁目９番15―106号　Ｍグロリア
債務者　大城亜利砂
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０４号
仙台市泉区歩坂町66番５号　エスペランザ108
債務者　工藤　淳一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
仙台市青葉区小松島１丁目10番１号　メゾン小松島201
債務者　西村憲太郎
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係